

平成21年11月9日

会 員 各 位

(社) 新潟県建築士事務所協会
会 長 中 村 優 晴

下記の通り、新潟県土木部都市局建築住宅課より通知がありましたので、お知らせいたします。

構造・設備設計一級建築士の関与に係る部分の確認申請書等の様式が改正されます。

【改正概要】

構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与に係る部分の
記載事項の追加

【改正となる様式】

第2号様式（確認申請書）
第3号様式（建築計画概要書）
第4号様式（計画変更確認申請書（建築物））
第4 2号様式（計画通知書（建築物））
第4 2号の2様式（計画変更通知書）

【施行日】

平成21年11月27日

【様式データ】

添付のとおり

※建築行政情報センター（ICBA）のHPからダウンロードできます。

<http://www.icba.or.jp/shinprodl/dl/H19ShinseiYoushiki.html#shinsei>

【記載例】

添付のとおり

※新様式の記載例は、新・建築士制度普及協会のHPに掲載されています。

<http://www.icas.or.jp/kenchikushiho/index.html>